

野田市防災行政無線局管理運用細則

(目的)

第1条 この細則は、野田市防災行政用無線局管理運用規程により制定し、野田市防災行政用無線局の管理及び運用を円滑に行うことを目的に定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、管理運用規程の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通信 災害時緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるときに行なう通信をいう。
- (2) 一般通信 緊急通信以外の通信をいう。
- (3) 一括通信 全ての固定系子局及び固定系戸別受信機を一斉に呼び出して通信することをいう。
- (4) 群別通信 あらかじめグループ化した固定系子局の群を呼び出し、当該群が対象とする地域の住民に通信することをいう。
- (5) 個別通信 特定の地域の住民を対象に、1箇所固定系子局を呼び出して通信することをいう。

(通信の種類)

第3条 通信の種類は、緊急通信及び一般通信とする。

(通信事項)

第4条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然災害及び国民保護における警報等の伝達に関する事項
- (2) 市民の生命及び財産に関する重要な事項
- (3) 市民の健康被害や防犯の注意喚起等に関すること。
- (4) 行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項
- (5) 動作確認、試験及び訓練通信
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

(通信時間)

第5条 通信時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 管理責任者の指示により随時行う。
- (2) 一般通信 8時から20時の間に行う。ただし、この時間外に緊急な周知が必要な場合はこの限りではない。

なお、ミュージックチャイムの通信は、次の時刻に行う。

- (ア) 7時00分
 - (イ) 12時00分
 - (ウ) 16時30分（但し、日没を考慮して季節により調整を行なう。）
- (4) 一回の通信は、緊急通信を除き、概ね2分以内に行うよう努めなければならない。

(通信の区分)

第6条 通信は、これを行おうとする区域に応じ一括通信・群別通信・個別通信に区分する。

- 2 文字表示機能付き子局については、個別通信により、文字表示のみの通信も行うものとする。

(通信の申込)

第7条 無線局の通信を行う場合の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無線局の通信を希望する所属長（以下「通信依頼者」という。）は、所掌の事務で通信を必要とする場合は、防災行政無線通信依頼書（様式第1号）を通信希望する5日前までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (2) 管理責任者は、通信依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、通信を必要とするものについてのみ通信させることができる。この場合、通信しないことに決定したときは、その旨を通信依頼者に通知する。

(通信の制限)

第8条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第9条 通信取扱責任者は、通信を行ったとき無線業務日誌（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。